

果樹産地の担い手を応援します！

～果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業～

「**果樹経営支援対策事業**」は、優良品種・品目への改植や園地整備などの費用を助成するもので、果樹の支援対象者個人が実施可能な事業です。担い手の経営基盤の強化と産地の競争力を高めるために活用してください。

事業のメニューは？

事業内容	補助額・補助率
1. 優良品目・品種への転換	
(1) 改植 ①. りんご（わい化栽培） ②. なし及びかきのジョイント栽培 ③. りんご（マルバ台） ④. その他主要落葉果樹 ⑤. その他果樹 (2) 高接ぎ（すべての果樹）	定額（33万円／10a） 定額（33万円／10a） 定額（17万円／10a） 定額（17万円／10a） 定率（1/2以内） 定率（1/2以内）
2. 小規模基盤整備	
①. 園内道の整備 ②. 園地傾斜の緩和 ③. 土壌土層改良 ④. 排水路の整備（明きよ、暗きよ、貯水槽など）	定率（1/2以内）
3. 用水・かん水施設の設置	定率（1/2以内）
4. 条件不利園地の廃園	
①. りんご ②. りんご以外の果樹	定額（8万円／10a） 定率（1/2以内）
5. 特認事業	
①. 条件付きの植栽（廃園面積分の植栽） （※伐採・抜根費用は対象外） ②. 防霜ファン・防風網の設置 ③. 新植	定率（1/2以内）

事業対象要件は？

- 果樹産地協議会（生産者代表、JA・市町村・県などで構成）が作成した産地計画に基づいた「担い手」であること。
- 産地計画に位置づけられた振興すべき品目・品種の園地であること。

- 面積要件は、

改植、高接、廃園、土壌土層改良、新植	1 箇所あたりおおむね 2a 以上
園内道の整備、傾斜緩和、排水路、かん水、防霜ファン、防風ネット	1 箇所あたりおおむね 10a 以上

- 特認事業（防霜ファンの設置、防風網の設置）については、果樹共済に加入済み又は次年度加入を確約するものであること。

事業にはどんな特徴がありますか？

- 団体の要件は無く、個人で事業を実施することができます。
- 2 か年※で実施することができます。
（※年度またぎ・・事業計画を受けた年度（1 年目）の翌年度（2 年目）まで）

「**果樹未収益期間支援事業**」は、果樹経営支援対策事業において、優良品種・品目への改植・特認植栽・新植を実施した支援対象者（個人）が対象となります。

改植・特認植栽・新植における未収益期間に対し、10 アール当たり 220,000 円を助成するもので、植栽終了後、一括して助成を受けることができる事業です。

事業の採択要件はありますか？

- 事業対象面積は、果樹経営支援対策事業において改植・特認植栽・新植を実施した支援対象者であって、おおむね 2 アール（200 m²）以上の園地が対象です。

事業（果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業）申請スケジュールは？

項 目	果樹経営支援対策事業	果樹未収益期間支援事業
計画申請時期（国）	04 末	04 末
// （協会へは半月前）	09 末	09 末
実績報告兼支払請求時期（国）	08 末	08 末
// （協会へは半月前）	02 末	02 末

助成金の交付時期はいつごろですか？

- 植栽が終了し、実績報告兼支払請求（8 月・2 月）後の（9 月・3 月）ごろです。

○【改植】

(問1)

改植事業の交付決定前に購入した苗木を改植に用いてもよいですか。また、交付決定を受けて購入した苗木を一定期間育成してから、植栽する場合はどうですか。

(答)

交付決定を受けてから、苗木を購入し事業期間内に植栽してください。自己費用で苗木を購入した場合を含め、交付決定前に購入した苗木を改植に用いることはできません。交付決定を受けて購入した苗木を一定期間育成し、事業期間内(事業の交付決定後から完了報告の間)に植栽することは可能です。事業期間を超えて、大苗にまで育成した苗木を植栽することはできません。

(問2)

改植において、自己で育成した苗木を用いて、植栽してよろしいですか。

(答)

自己で育成した苗木を用いることは、事前着工とみなされ、来歴の明確な(裏付けのある)苗木を用いて行うこととしており、改植の対象になりません。

(問3)

改植等において植栽する場合に、トレリス・果樹棚に係る資材代も補助対象となりますか。

(答)

補助対象となりません。

(問4)

改植等において、苗木植栽時の支柱は補助対象となりますか。

(答)

植栽時に必要不可欠な支柱は対象となります。

(問5)

改植等において伐採した転換元の樹木の根や樹幹等の撤去費用や処理費用は補助対象となりますか。

(答)

対象となります。

○【小規模基盤整備等】

(問 6)

「土壌改良」において、使用できる土壌改良資材は何ですか。

(答)

土壌改良用資材としては、地力増進法の政令指定の 12 種類のほか、たい肥類等がありますが、以下の条件を満たす土壌改良用資材を選択してください。また、土壌改良用資材の種類や量は都道府県の施用基準に基づいたものとしてください。

- ①. 都道府県の施用基準に即したもの
- ②. 都道府県の指導機関等において推奨しているもの
- ③. 土壌改良用資材として効果が一定期間持続するもの

○【用水・かん水施設の設置】

(問 7)

用水・かん水施設の具体的な補助対象経費について教えてください。
また、井戸掘りは補助対象となりますか。

(答)

用水・かん水施設の整備については、生産性の向上に資するため、原則として、新たに固定式の撒水施設を導入し一体的に整備するものとし、揚水施設は、揚水ポンプ、揚水管、貯水槽(沢水、雨水を利用したシートタンク等を含む。なお、専ら運搬用のシートタンクは補助対象外です。)等を、撒水施設は、定置パイプ、点滴かん水チューブ、多目的スプリンクラー等を、撒水自動制御装置は、電磁弁、配水施設(ポンプ、配水管、資材混入槽)等を補助対象とします。

なお、井戸掘りは対象としません。

(問 8)

用水・かん水施設の整備において、既存かん水施設の更新は対象になりますか。
また、消耗品(チューブ等)のみの更新経費や撤去に要する経費は補助対象になりますか。

(答)

単純な更新については、対象になりません。しかし、既存の施設に加えて機能向上が認められる場合は、揚水、貯水、送水、撒水施設の整備が単独でも実施可能となります。ただしチューブ等の消耗品のみの更新については対象外です。なお、既存施設の撤去に要する経費は補助対象外です。

(問 9)

用水・かん水施設の整備において、スプリンクラーについては、固定式だけでなく、移動式も補助対象になりますか。
また、かん水のみを目的としたスプリンクラーは、補助対象になりますか。

(答)

固定式だけでなく、移動式スプリンクラーも補助対象になります。また、かん水に加えて薬剤散布、液肥の散布を行うなどの場合の多目的スプリンクラーのみが補助対象になります。

(問 10)

防霜・防風設備の整備で対象となる設備等はどのようなものですか。多目的ネットも対象となりますか。

(答)

防霜ファン、防風ネット、防風林の整備を対象とします。多目的ネットのように園地を囲う四面張り又は多面張りの防風ネットは、他用途への転換への観点から原則として補助対象外です。

また、単純な更新や資材の購入については認められませんが、より強風に耐えられるような設備については対象になります。具体的には本会へご相談ください。

(問 11)

整備事業において、スプリンクラーや防霜ファン等の電源の設置費は、補助対象となりますか。

(答)

既存の電柱と必要とする電源(果樹園の場所)との距離について、いろいろなケースが想定され、また、電力会社の対応も異なることから、電源までの電線の引き込みのための電柱等の設置経費は、補助対象となりません。

このための電力使用申請経費や電気工事費等は、補助対象となりません。補助の対象は、電源の場所から以降の部分とします。この場合、配電盤及びその設置費は、補助対象となります。

お問い合わせは・・・

- 各産地協議会 事務局 (JAの営農担当窓口)
- 福島県農林水産部 園芸課 ☎ 024-521-7357
- (公社)福島県青果物価格補償協会 ☎ 024-554-3567